平成２３年（フ）第２０号
茨城県牛久市南１－３－27　サントロペＡ203、住民票上の住所茨城県牛久市下根町1313番地５
債務者　小川　詩織
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
茨城県取手市井野台１丁目13番28号
債務者　笹本美千留（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
茨城県取手市青柳677番地
債務者　武藤　文子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
茨城県稲敷市上之島2335番地
債務者　黒田　　均
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
茨城県取手市戸頭４丁目８番２―504号、前住所茨城県取手市戸頭９丁目５番10号
債務者　小菅真奈美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
茨城県取手市戸頭４丁目８番２―504号、住民票上の住所茨城県取手市戸頭９丁目５番10号
債務者　小菅　大地
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６号
北海道標津郡中標津町大通南３丁目１番地１
債務者　菅野　正代
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第９８号
愛知県安城市小川町金政124番地　スカイタウン21―303
債務者　雨田　義文
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２９９１号
愛知県春日井市王子町１番地　王子製紙株式会社春光寮
破産者　葛平　慎一
1　主文　当裁判所が平成23年１月４日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「葛平　慎一」とあるのを「葛平　慎一」と更正する。
2　決定年月日　平成23年３月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８２号
宮崎県延岡市平原町５丁目1492番地12
破産者　株式会社エース
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２７５号
宮崎県延岡市南一ケ岡７丁目8348番地262
破産者　山田　英明
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第５９８９号
大阪市西成区津守１丁目２番13号
破産者　株式会社コン・プロテック
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月26日午後３時30分
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９０号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町５丁目３番１号サンタハウス105号室、開始決定時の住所大阪市西成区津守１丁目２番13号
破産者　淺尾　　至
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月26日午後３時30分
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３７２号
徳島市応神町古川字北11番地の５
破産者　槙野　積志
1　期日　平成23年３月25日午前９時55分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月17日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８６号
釧路市鳥取北７丁目１番24号
破産者　魚谷　益三
1　期日　平成23年５月11日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月16日　　釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６８００号
大阪府東大阪市川田３丁目９番６号
破産者　高階　忠生
1　期日　平成23年４月15日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目17番28号
破産者　ノヴァ・スペース・デザイン株式会社
1　期日　平成23年４月21日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部